

久留米市公告第 52 号

令和 5 年度公用自動車任意保険契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 3 月 10 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 5 年度公用自動車任意保険契約
- (2) 業務内容 別紙「令和 5 年度公用車任意保険契約仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 6 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- (4) 予定価格及び入札書比較価格 4,402,800 円

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内の事業所（本店・支店・代理店等）であり、一般財団法人日本損害保険協会加盟の保険会社の自動車損害保険を取り扱う者であること。
 - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
 - (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
 - (6) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
 - (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ※上記のほか、第 7 条により入札参加資格を定めた場合には、当該入札参加資格を記入すること。

3 契約条項を示す場所

久留米市役所 総務部 財産管理課
久留米市城南町 15 番地 3

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよい。また、ウ、エは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札書（第5号様式）

イ 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（第6号様式）

エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

オ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分		税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人	
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）	
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	
	久留米国保	国民健康保険	—		

（2）提出期限

令和5年3月22日（水）必着

（3）提出先 久留米市城南町15番地3

久留米市役所 総務部 財産管理課

（4）郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちウ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

- (1) 日時：令和5年3月28日（火）午前11時30分
- (2) 場所：久留米市役所 本庁舎 10階 会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札候補者の決定
予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
入札参加者は、入札までに、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
 - イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
 - ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
 - エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
 - オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
 - カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
 - キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
 - ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

- (1) 質問の受付期間及び受付場所
 - ① 受付期間：公告日から令和5年3月15日（水）
 - ② 受付場所：事務局
 - ③ 質問の提出方法：FAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。
 - ④ 質問に対する回答：

令和5年3月17日（金）までに回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

9 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- （3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （5）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- （6）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 総務部 財産管理課

住所：久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9054

FAX：0942-30-9209

Eメール：zaikanb1@city.kurume.lg.jp